

# 審 査 基 準

平成 21 年 4 月 1 日作成

法 令 名：自動車 <sub>の</sub> 保管場所 <sub>の</sub> 確保等 <sub>に</sub> 関する法律
根 拠 条 項：第 6 条 第 1 項
処 分 の 概 要：保管場所標章 <sub>の</sub> 交付
原権者（委任先）：警察署長
法 令 の 定 め：自動車 <sub>の</sub> 保管場所 <sub>の</sub> 確保等 <sub>に</sub> 関する法律施行規則第 4 条（保管場所標章 <sub>の</sub> 交付 <sub>の</sub> 手続）、第 5 条（保管場所標章 <sub>の</sub> 交付 <sub>の</sub> 手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： 第 4 条 第 1 項 の 政 令 で 定 め る 書 面 を 交 付 し た と き、 又 は 同 項 た だ し 書 の 政 令 で 定 め る 通 知 を 行 っ た と き に つ い て は、 7 日（行政庁の休日 <sub>は</sub> 含 <sub>ま</sub> ない。）、第 5 条 の 規 定 に よ る 届 出 を 受 理 し た と き は、 1 日 と す る。
申 請 先： 申 請 書 は、 自 動 車 の 保 管 場 所 の 位 置 を 管 轄 す る 警 察 署 交 通 課 窓 口 に 提 出 し て く だ さ い。
問 い 合 わ せ 先： 警 察 署 交 通 課 ま た は 警 察 本 部 交 通 規 制 課 規 制 第 三 係 (電話 018-863-1111 内 5192)
備 考：